

9.1 カネミ油症事件-6

(2) PCBの混入原因

加藤八千代氏(カネミ倉庫社長の実姉)

- ・一時期に大量のカネクロールが漏れた後
⇒ピンホールが閉塞するのは不自然
- ・現場検証では、ピンホールは針の先も入らない
⇒この傷から大量のカネクロールは出ないと確信
- ・もう一つ重大だと思ったことは、
PCBのメーカー＝鐘化が賠償の責を負わされたこと
- ・工業用PCBが適切でない条件で使用⇒食用油に混入
カネミ倉庫の製品管理がずさんで被害が発生
PCB製造業者が責任を問われる判例⇒将来的に大問題

9.1 カネミ油症事件-7

(3) 裁判の判決

- ・製造物の欠陥で多数の被害者が出た事件
⇒今ならPL法、当時は刑法と民法709条(不法行為法)
∴過失を立証するために、長期間を要している
刑法の業務上過失致死傷罪
- ・工場長＝有罪、技術の最高責任者として禁固1.5年
現場ではPCBが300Lも減少⇒PCBを補充して生産
⇒PCBの混入・健康被害は予見可⇒過失がある
- ・社長＝無罪、従業員に対する一般的統括責任者
検察：安全対策は企業最高責任者＝社長の責任
判決：社長はPCB混入を予見不可⇒過失はない
PCBが漏れないようにするのは現場の責任

9.1 カネミ油症事件-8

民法の不法行為法(民法709条)

- ・PCBメーカー鐘化＝一審有罪、高裁無罪
- 一審：新規合成物質(PCB)を開発・製造する企業は
人体・環境への影響を十分調査研究して
特性や取扱方法を周知徹底させる義務がある
⇒義務違反＝過失あり
- 高裁：PCBの毒性・危険＝熱媒体としての取扱が主眼
PCBの食用油に混入＝想定外で注意義務はない
⇒義務なし＝過失なし
- ・高裁の判決の背景
PCBの混入原因＝ピンホールではないと判明してきた
PCB＝当時の学会では、さほど毒性・危険性がない

9.1 カネミ油症事件-9

(4) 事故から得られる教訓

表 9.3 カネミ油症事件から得られる教訓

項目	事象
1. 配慮義務は現場の管理責任者(現場管理責任者は、事故を防げる可能性を持っており、責任がある)	工場長は有罪(禁固1.5年の実刑判決)、高裁への控訴が棄却され、最高裁へ上告したが取り下げた。経営者は無罪
2. 研究者・技術者の倫理的責任	鶏の斃死頻発に、人間が同じ素性の米油を食べた際の健康被害に思いが至らなかった
3. 現場技術者の責任(選択した方式の技術的妥当性)	PCBの沸点は300℃以上であるが、それを200～230℃の温度で除去しようとした。
4. 現場確認の重要性	蛇管の穴を現場で確認していれば、PCBによる腐食が原因とされた「ピンホール説」は排除される。
5. 安全未確認物質の取り扱い	PCBが混入した米油の安全性を確認しないまま出荷した。

9.1 カネミ油症事件-10

(5) この事件の真実について

加藤八千代氏(カネミ倉庫社長の実姉)

- ①カネミの技術コンサル＝三和油脂の岩田氏
PCBが米国食品工場で無事故⇒テスト⇒カネミに推奨
- ②PCBの安全な取扱手引書の作成
岩田氏が作成⇒カネミ社長⇒工場長
脱臭日報をつけることも記載、よくできた手引書
- ③PCBの使用状況の確認
岩田氏は脱臭日報の確認、工場長の質問にも回答
- ④工場長の認識
PCBの毒性は重油程度のもと思っていた
- ⑤カネミ従業員の認識
毒性のある無しに拘らず、食品への異物混入は不可

9.1 カネミ油症事件-11

(5) この事件の真実について

加藤八千代氏(カネミ倉庫社長の実姉)

- 第1のミス：溶接工が工作ミス⇒1号缶の蛇管に穴
- 第2のミス：普通の水圧テストをせず⇒脱臭操作を開始
- 第3のミス：PCB混入米油⇒一時保管⇒誰かが再脱臭
- 第4のミス：製品の米油⇒抜取検査せず⇒市販される
- ・第1, 第2のミス⇒人間の作業なので起こり得る
- ・第3, 第4のミス⇒技術的、倫理的に大問題
⇒この構造を糾し、ルールを作り上げないと
⇒再発防止には繋がらない
- 村上陽一郎：人間は間違えることを前提に対策をする
- ・予測できない事故は、対策はたてられない
- ・予測できる事故に対策を講じないのは管理者の責任

9.2 被害者救済-1

表 9.4 カネミ油症事件 民事訴訟 (○原告勝訴 ×原告敗訴)

原告	被告	カネミ倉庫	カネミ代表者	鍾化	国	北九州市	判決額 円
適用法		709条	715条	709条 不法行為法	国家賠償法		
福岡第1陣 (44名)							
一審 (昭52) ①		○	○	○			7億
控訴審 (昭59) ④				○			4億
小倉第1陣 (729名)							
一審 (昭53) ②		○	×	○	×	×	60億
控訴審 (昭59) ④			○	○	○	×	47億 (国3割)
小倉第2陣 (344名)							
一審 (昭57) ③		○	○	○	×	×	25億
控訴審 (昭61) ⑥				×	×	×	(最後の判決)
小倉第3陣 (71名)							
一審 (昭60) ⑤		○	○	○	○	×	3.7億 (国3割)

丸数字は、判決の順番を示す。最高裁で昭和62年、一審中の小倉第4陣・第5陣福岡第2陣も含めて和解。⑥小倉第2陣控訴審判決が、最後の判決になった。

9.2 被害者救済-2

(1) 福岡第1陣 (44名)

被害者44名が訴え

⇒カネミ倉庫と鍾化＝民法709条(不法行為法)

⇒カネミ倉庫代表者＝民法715条(使用者責任)

・第一審(地方裁判所, ①判決)

原告が勝訴, 3被告は連帯して7億円を支払う判決

・控訴審(高等裁判所, ④判決)

カネミ倉庫と代表者は, 第一審を受入れ, 控訴せず

鍾化は, 控訴審で敗訴＝4億円の判決⇒最高裁へ上告

・損害賠償・仮払

損害賠償＝被告に支払能力がないと絵に描いた餅

カネミ倉庫と代表者は敗訴したが未払い

仮払い＝控訴審～上告審の間、裁判所の判断で可能

9.2 被害者救済-3

(2) 小倉第1陣 (729名)

カネミ倉庫・代表者, 鍾化, 国・北九州市を告訴

・第一審(地方裁判所, ②判決)

カネミ倉庫と鍾化＝責任あり

カネミ倉庫代表者, 国, 北九州市＝責任なし

・控訴審(高等裁判所, ④判決)

カネミ倉庫＝第一審判決を受入れ

被害者側と鍾化＝判決を不服とし控訴

カネミ倉庫代表者と国＝責任ありで有罪

・仮払い

第一審の60億円, 控訴審の47億円

支払能力のある鍾化と国が仮払い

9.2 被害者救済-4

(3) 小倉第2陣 (344名)

・第一審判決(③判決)ピンホール説を採用⇒鍾化に責任

・控訴審判決(⑥判決)工作ミス説を採用⇒鍾化は無罪

∴最高裁での判決⇒鍾化が無罪となる可能性が大



最高裁が和解勧告(鍾化)⇒19年(S43～S62)ぶりに決着

①原告は, 鍾化に責任がないことを確認

②鍾化は, 300万円/原告の見舞金を払う

③原告は仮払＝見舞金＝48億を返還, 強制執行なし

④原告は全訴訟を取上げる

⑤鍾化は見舞金＋訴訟費用約3億を支払う

⑥原告は和解条項以外の請求を放棄する

鍾化は実質的に仮払い金の返還を免除⇒被害者を救済

9.2 被害者救済-5

仮払い金の返還(国)

原告と国の和解は成立せず

1987年原告は国に対する訴訟を取下げ⇒全て終結
しかし, 原告が受け取った仮払金は未解決

国は返還請求を続ける

⇒被害者は被害＋仮払い金の返還で二重苦の悲劇

国が返還を免除するには法律の根拠が必要

⇒20年後の2007年, 議員立法による返還免除

裁判外の公的救済

被害から40余年の2012年⇒被害者の救済が法制化

国が年1回, 認定患者等の健康実態調査⇒年19万円

国がカネミ倉庫を支援⇒カネミ倉庫が年5万円を支払

9.3 法とモラルの境界域の責任-1

■ 法的責任の限界

カネミ油症事件の争点は二つ

・PCBの混入原因: ピンホール説⇒工作ミス

・原因物質の究明: 本当にPCBか? ⇒裁判で立入らず

■ 真の原因物質

①患者のPCBの組成≠一般のPCB汚染者と比べて特異

②職業的PCB汚染者⇒取扱中止後, 速やかに症状が回復

カネミ患者⇒発病後8年も症状が続く上, 症状が重い

③原因油中のPCB⇒当初のPCBと比較して2倍以上の毒性

1973年 PCBの定量分析法が開発

1975年 原因油中にPCDF等のダイキシン発見

1984年 PCB⇒熱反応⇒PCDFに変化⇒真の原因と判明

被害の状況⇒ビデオ「カネミ油症34年目の真実」約12分

9.3 法とモラルの境界域の責任-2

- **法では償えないこと**
 - ・ 法的責任の追及⇒被害者の救済には無力
 - ・ **多額の賠償金を得ても、生命や健康は戻らない**
 - ・ 法的救済では償えない部分がある点に注意
 - **判決の外にあるもの**⇒表9.5を参照
 - ・ カネミ倉庫の技術者：PCB混入の米油を確認せず出荷
鶏大量死から人への被害が予測できたが警告せず
⇒**技術者として、モラル上の責任大**
 - ・ 九大工学部・農学部の教授たち：**ピンホール説で混乱**
 - ・ 被害者側の弁護士ら：**国への仮払金の返還を放置**
 - ・ 国の行政・議員ら：**返還金問題の立法化の遅れ**
- 事故には様々な人が係わる
⇒それぞれの立場で**自分にできることをする必要**

技術者倫理 第9回 第9章 法的責任とモラル責任

19

9.4 新規合成化学物質の安全性-1

- **カネミ油症事件から化審法へ**
 - ・ カネミ油症事件におけるPCB
⇒**新しい化学物質の安全性確認⇒極めて重要**
 - ・ これまでの化学物質の安全性に対する考えを覆す
- ▼ ▼ ▼
- 1973年：「**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律**」＝**化審法**が制定⇒事前審査制度
- ・ 直接的被害だけでなく、長期に渡る被害も問題
 - ・ **新規化学物質の事前審査制度＝日本が世界で最初**
⇒2007年EUが**REACH制度**を発足⇒新規物質＋既存物質
⇒日本でも既存物質の安全確認(化学物質安全性情報)
 - ・ 失敗を繰り返さないため⇒防止措置が必要
 - ・ 科学技術の歴史＝**失敗を次に繋げる歴史**
 - ・ **技術者⇒失敗と謙虚に向かい、正直・誠実に説明**

技術者倫理 第9回 第9章 法的責任とモラル責任

20

9.4 新規合成化学物質の安全性-2

- **化学物質の課題**
 - 1948年 DDTの殺虫効果⇒ミューラー博士に**ノーベル賞**
 - 1962年：レーチェル・カーソン「**沈黙の春**」
 - ・ 自然でない物質＝**合成物質の危険性を指摘**
 - ・ 特にDDTが生物濃縮する危険性⇒**各国で製造使用禁止**
 - ・ **ノーベル賞**の業績も、その後否定される可能性あり
 - ・ しかし、DDTの禁止により途上国でマラリアが蔓延
⇒年間3～5億人が罹災し、150～270万人の死者
 - ・ ∴2006年、WHOはDDTの室内残留性噴霧を奨励し**継続使用**
同様の事例としてフロン
 - ・ 半導体の洗浄剤、エアコンの熱媒体として多用
しかし、**オゾン層を破壊**する原因⇒**世界的に禁止**
 - ・ **化学物質のリスクと利益は、トレードオフの関係**
 - ・ **リスクと利益を説明・共有・理解した上で使用！**

技術者倫理 第9回 第9章 法的責任とモラル責任

21

9.5 第9章のまとめ

- カネミ油症事件は、法とモラルの関係を考える良い事例である。
- 法的責任は問われなくても、技術者の倫理的責任は大きい。
- 安全性未確認物質を使用したことの危うさが、化審法の制定につながった。
- 人類の未来は、新たな化学物質の開発を必要とする。
- 情報を共有し、ともに考えることが大切である。

技術者倫理 第9回 第9章 法的責任とモラル責任

22

技術者も法を-2 班目春樹作



技術者も法を-3 班目春樹作



技術者も法を-4 班目春樹作



君たち！この講義では
法律の抜け道など教えないよ！
これは
技術倫理の講義だ！



技術者も法を-5 班目春樹作

技術者も法を-1 班目春樹作

技術者も法律を習うべきです。
それはもちろん
「抜け道探しのため」では
ありません。

じゃー何のため？
自分で考えなさい！